

県北広域振興局長告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和4年9月30日

県北広域振興局長 坊 良 英 樹

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 一戸浄法寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸郡一戸町中里字小荒木61番10地先から61番11地先まで	新	m 36.3～8.5	m 210.8
	旧	14.2～6.3	210.8
二戸郡一戸町中里字武道平46番1地先から字中前田15番地先まで	新	A 26.7～9.7	407.5
	旧	A 26.7～9.7	407.5
		B 22.4～7.0	476.7

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
- (2) 期間 令和4年9月30日から同年10月31日まで